

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (")	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	3
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (8・18掲示)	3

告 示

高知県告示第488号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年8月22日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区

高知県告示第489号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年8月高知県告示第544号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成27年8月22日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区 高知県告示第490号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万	平成27年10月1日及び同月2日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

十町			
----	--	--	--

高知県告示第491号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成27年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

土佐清水市窪津482番地16及び482番地17地先の公有水面

(2) 区域

次に掲げる点1から点9までを順次に直線で結んだ線、点9と点10とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（D L プラス1.75メートル）における公有水面と護岸との境界線、点10と点24とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（D L プラス1.75メートル）における公有水面と防潮堤との境界線及び点24と点1とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（D L プラス1.75メートル）における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域

点1 三等三角点小峠（北緯32度47分10秒4744・東経132度59分22秒9110）から73度24分26秒585.50メートルの地点

点2 点1から148度50分02秒1.73メートルの地点

点3 点2から59度35分32秒0.52メートルの地点

点4 点3から149度44分00秒21.61メートルの地点

点5 点4から243度35分19秒4.37メートルの地点

点6 点5から153度08分11秒23.45メートルの地点

点6-1 点6から151度13分18秒3.26メートルの地点

点6-2 点6-1から147度23分32秒3.26メートルの地点

点6-3 点6-2から143度33分45秒3.26メートルの地点

点6-4 点6-3から139度43分59秒3.26メートルの地点

点6-5 点6-4から135度54分12秒3.26メートルの地点

点6-6 点6-5から132度04分26秒3.26メートルの地点

点6-7 点6-6から128度14分39秒3.26メートルの地点
 点7 点6-7から124度24分53秒3.26メートルの地点
 点8 点7から122度29分59秒12.49メートルの地点
 点9 点8から122度16分58秒13.63メートルの地点
 点10 点9から227度18分11秒5.16メートルの地点
 点11 点10から303度40分49秒0.86メートルの地点
 点12 点11から303度09分21秒23.94メートルの地点
 点13 点12から304度05分28秒13.06メートルの地点
 点14 点13から38度24分59秒1.70メートルの地点
 点15 点14から311度06分51秒1.09メートルの地点
 点16 点15から307度50分12秒4.07メートルの地点
 点17 点16から332度25分23秒10.28メートルの地点
 点18 点17から332度12分58秒7.47メートルの地点
 点19 点18から331度27分41秒10.60メートルの地点
 点20 点19から331度20分00秒5.40メートルの地点
 点21 点20から242度56分12秒0.31メートルの地点
 点22 点21から332度16分38秒4.00メートルの地点
 点23 点22から332度38分18秒15.00メートルの地点
 点24 点23から333度34分32秒4.22メートルの地点

(3) 面積
 545.32平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域
 (1) 位置
 土佐清水市窪津482番地16及び482番地17地先の公有水面
 (2) 区域
 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Hと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
 点A 三等三角点小峠（北緯32度47分10秒4744・東経132度59分22秒9110）から71度55分34秒575.43メートルの地点
 点B 点Aから63度02分13秒19.98メートルの地点
 点C 点Bから153度08分11秒70.23メートルの地点
 点D 点Cから122度29分59秒50.81メートルの地点
 点E 点Dから213度12分31秒20.97メートルの地点
 点F 点Eから303度10分26秒39.38メートルの地点
 点G 点Fから310度42分01秒18.20メートルの地点
 点H 点Gから331度48分08秒52.76メートルの地点

(3) 面積
 2,518.47平方メートル

4 埋立地の用途
 漁港施設用地（臨港道路）

5 出願年月日
 平成27年5月12日

高知県告示第492号

高知市長浜の一部地区、安芸郡北川村ニタ又地区及び平鍋の一部地区、土佐郡土佐町井尻地区、吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに高岡郡佐川町加茂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月25日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称
 (1) 高知市
 (2) 北川村
 (3) 土佐町
 (4) 仁淀川町
 (5) 中土佐町
 (6) 佐川町

2 調査を行った地域及び時期
 (1) 高知市長浜の一部
 平成23年度及び平成24年度
 (2) 安芸郡北川村ニタ又及び平鍋の一部
 平成24年度及び平成25年度
 (3) 土佐郡土佐町井尻
 平成22年度及び平成23年度
 (4) 吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部
 平成22年度及び平成23年度
 (5) 高岡郡中土佐町久礼の一部
 平成22年度及び平成23年度
 (6) 高岡郡佐川町加茂の一部
 平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称
 (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 (2) 北川村地籍図及び地籍簿
 (3) 土佐町地籍図及び地籍簿
 (4) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
 (5) 中土佐町地籍図及び地籍簿
 (6) 佐川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
 平成27年8月25日

高知県告示第493号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年8月25日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 安芸物部
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市宝永町535番3地先から 安芸市西浜字内マエタ535番5まで	前	4.5 }	6
	後	4.5 }	6
		10.4	

高知県告示第494号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年8月25日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 香北赤岡
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町西川字ヒリウノ瀬乙2263番1から 香美市香北町西川字ヒリウノ瀬乙2259番1まで	前	4.9 }	31
	後	4.9 }	31
		14.4	

高知県告示第495号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年8月25日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 新居中島
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市新居字足原 5378番1	前	10.0	9
	後	10.0 11.5	9

高知県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成27年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新居中島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市新居字足原5378番1	9	平成27年8月25日

高知県告示第497号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成27年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香美市土佐山田町字新町丸	461番9	4.90	34.74	

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市岡豊町定林寺347番地
森本 陽
 - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香南市野市町下井字ムノ丸968番、969番及び970番
- 2 認可年月日
平成27年8月25日

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月18日（揭示済）

- 高知県監査委員 浜田 英宏
- 同 加藤 漢
- 同 坂田 和子
- 同 田中 克典

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
紫藤 秀久 高知市小津町5番8号 E Sセカンドビル1階
山口 剛史 高知市小津町9番7号 Kビルディング2階
- 2 監査の事務を補助できる期間
平成27年8月18日から平成28年3月31日まで